

午後 1 時開会・開議

○鈴木隆之議長 ただいまから令和 8 年第 2 回大田区議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 まず、会議録署名議員を定めます。本件は、会議規則第 131 条の規定に基づき、本職が指名いたします。9 番馬橋やすとき議員、46 番奈須利江議員にお願いいたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 この際、区長から発言の申出がありますので、これを許します。

〔鈴木晶雅区長登壇〕

○鈴木区長 本日、令和 8 年第 2 回大田区議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、中東情勢については、先月、米国とイランの間で停戦合意に至ったものの、先行きは依然として不透明であり、区内企業は引き続き厳しい状況に置かれております。

また、原油やナフサ価格の高騰は幅広い産業でコスト上昇と値上げの動きを加速させ、私たちの暮らしにも深刻な影響を与えています。こうした中、先月 5 日に中東情勢を踏まえた国の補正予算が成立し、地域の実情に応じた重点支援地方交付金の追加措置がなされました。物価高の影響を受けている区民や事業者の皆様へ一刻も早く支援を届けるため、本交付金の使途をはじめとする物価高対策について、区議会においてしっかりとご議論を尽くしていただくべきとの考えに至りました。

あわせて、先月も台風 6 号や、7 号・8 号のダブル台風が発生したように、気候変動による自然災害は激甚化・頻発化しており、区民の皆様の安全・安心を守るための対策も講じていかなければなりません。

このような緊迫した課題に迅速に対応するため、本臨時会を招集させていただき、補正予算案を提出いたしました。直面する危機から区民生活と地域経済を断固として守り抜き、誰もが安心して生活・事業ができるよう、全庁一丸となって機動的に取り組んでまいります。

本臨時会に提出いたしました案件は、令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 次）のほか、条例議案 1 件でございます。議案につきましては、いずれも後ほど上程いただいた際、順次ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

○鈴木隆之議長 事務局長に諸般の報告をさせます。

〔高野事務局長朗読〕

- 1 大田区議会臨時会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 執行機関の出席について（2 件）

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、会期についてお諮りいたします。この臨時会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第 1 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 1

第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次） ほかに1件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第76号議案は、令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1953万7000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3715億609万7000円となります。歳入で追加する内容は、国庫支出金、都支出金、繰入金でございます。歳出で追加する内容は、福祉費、都市整備費などでございます。このほか、債務負担行為の補正として、追加1件、変更3件をお願いしております。

第77号議案は、大田区公共工事に係る特別措置に関する条例を廃止する条例で、公共工事に係る特別措置に関する定めを廃止するため、廃止するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第76、77号議案につきまして質疑いたします。

大田区のインフラ事業が大規模化、長期化しているところへ資材価格の高騰、インフレ、契約期間延長で、債務負担行為による金額の増が目立っています。今回の補正予算にも、中小企業融資借受者に対する令和16年度末までの利子補給と大森西二丁目複合施設の限度額5億1063万5000円増、馬込第三小学校の限度額3127万1000円増、東調布中学校の限度額16億6014万6000円の増と、三つ全ての工事契約の総額約22億円と、1年間の期間延長の債務負担行為を計上しています。

大田区は、令和4年3月に策定したばかりの公共施設等総合管理計画値を僅か1年後の令和5年3月に変更し、令和5年から令和9年度まで大きなインフラ投資の山をつくりました。ところが、昨今の債務負担行為を使った債務負担限度額の増額変更と期間延長により、令和9年までのインフラ投資の山を令和10年から12年度と将来にわたり引き続き大きくしています。

そこで、一つ目に伺います。こうした資材の高騰と同様の影響は、区が既に執行を始めた投資的経費だけでなく、区事業全体に及ぶ可能性があります。今回の補正予算は、そうした可能性を試算するなどして、長期的にも安定した区民生活と区財政を維持できると区が確認した上で提出していますか。一つ目に伺った資材の高騰などの影響は、計画やプランなどで今後執行しようとしているインフラ等への財政投入全体にも影響すると思いますが、蒲蒲線や蒲蒲線のまちづくりや、再開発ほかの投資的経費の総規模を見直し、あるいは抑制するなどの検討はしていますか。

最後に伺います。仮にインフレと資材高騰を踏まえ、今後、投資的経費の在り方を見直さず、これまで同様、財政投入すると、さらなるインフレや最悪の場合、財政破綻リスクが高まりはしませんか。

国交省は、2019年、総務省の統計データなどを基に、給与所得者の2人以上世帯の当初所得の平均から税と社会保険料を除いた可処分所得、そこから生活にかかる経費を引いた所得の中央世帯の金額を都道府県別に並べ、東京は42位で、東京に暮らす中間層は豊かとは言えないという調査を公表しています。日本の経済の中心で、GDPも税収も一番豊かな東京都の都民が経済的に豊かではないという結果です。先日出された2024年の結果は42位から16位に上がっていましたが、国交省に伺ったところ、夫婦共働き世帯の増加、女性の正社員化によって世帯の収入が増えていることや、東京都は大企業の本社が多いことから賃金が上がりやすい等の影響があるのではないかという内々の分析があることを知りました。都民の努力による働き方の変化に伴う世帯単位の所得の増で、必ずしも都民個人の所得水準が高くなったわけではないということです。1人世帯の所得も考えれば、東京に暮らす中間層が豊かとは言えないという評価は依然残っています。

そこで伺います。今回の補正予算で、一部低所得者への財政投入はあるものの、物価高騰対策で特に給与所得

者の中間層は経済的に豊かになりますか。相対的に低所得化しませんか。

公共工事に係る特別措置に関する条例を廃止する条例について質疑いたします。

大田区は、建設主要資材の著しい高騰などの異常な事態が発生し、公共工事の実施に支障があると認めるときは、これに対応するため、区長が特別の措置を講ずることができるよう、昭和45年に本条例を設置し、異常な事態に対応できるようになっていました。それが、インフレスライド条項の適用や労務単価特例措置に加え、平成20年に定めた単品スライド条項の運用ルールが改定され、区でも令和5年度に取扱いが整備されるなど様々な方策により、契約締結後の価格の高騰に対し差額が補填される仕組みが整備され、本条例はその役割を終えていると認められるため廃止するものです。

そこで伺います。本条例により過去工事金額の変更が行われたことはありましたか。

本条例制定からインフレスライド条項整備までの間に、資材の高騰が生じた局面はありましたか。その際、事業者や区はどう努力し、対応してきましたか。分かる範囲に遡り、法改正含めた背景と対応の変化についてお示しください。

今回廃止をなぜ、今提出するのですか、その意義はどこにありますか。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 ただいまのご質疑に順次お答え申し上げます。

最初に、第76号議案につきまして、通告がございました4点のご質問に一括してお答え申し上げます。

学校、公共施設、都市インフラといった区民の皆様の日常生活を支えるために不可欠な基盤の維持更新は、重要な課題であり、計画的に進める必要があると考えてございます。現実的には、建設資材の供給不足、深刻な人手不足、そして建築コストの著しい高騰といった、あらがいが難い外的要因が全国規模で発生してございます。このような厳しい環境を理由に事業を停滞なく、さらには区民サービスを低下させることなく進めることは区の責務でございます。

そのため、計画を単に遅延させるような消極的な姿勢ではなく、工期の柔軟な見直しや契約手法の最適化といった工夫を凝らし、限られた予算の中で、いかにして区民生活への影響を最小限にとどめるか全庁を挙げて知恵を絞り、迅速な対応に努めているところでございます。

次に、投資的経費の見直しについてでございますが、投資的経費は、短期的には予算編成作業時に、また、中長期的には実施状況を踏まえ、検討を進め、見直しを図っているところでございます。公共施設等総合管理計画に基づきまして、数十年先を見据えた公共施設につきましては、長期的な視点から、できる限り細かく見通しを立ててございます。これらの計画につきましては、社会情勢の変化をしっかりと察知しまして、必要に応じて適宜、修正を加えていくことが重要だと考えております。そのプロセスにおきまして、官民連携や民間資金活用による社会資本の整備といった民間資金や民間の高度なノウハウなども十分活用いたしまして、施設の複合化等による共用スペースの創出、さらには全体の規模最適化に取り組むなど、適宜、状況に応じて対応しております。

また、競争入札に加え総合評価方式を導入するなど、単なる価格競争の弊害を排除し、品質の担保とコストの最適化等、様々な経営努力を積み重ねているところでございます。こうした一連の取組は、限られた財源を最大限に有効活用し、次世代に過大な負担を先送りさせないため、極めて合理的かつ適切な選択であると考えております。

予算編成方針におけます財政の見直しにおきましても、価格高騰や建設業態の労務費、建設資材費等の動向を反映しまして、投資的経費と区民生活に必要な施策との間でバランスよく財源を配分し、より最適な行財政運営となるよう取り組んでいるところでございます。行政の責務とは、大田区で今暮らしていच्छる区民の皆様の生活を守り抜くこと、そして、未来の区民の皆様のために持続可能な基盤を強固に築き上げることが重要であると考えております。こうした難題に対し、議会と連携をさせていただきながら、区政を前に進めてまいります。

今回の補正予算につきましても、現下の経済状況を鑑み、低所得者対策や福祉サービスの負荷軽減といった、一刻の猶予も許されない喫緊の課題に対し、迅速に予算を投じる決断をいたしました。これら強固なセーフティ

ネットを基礎としつつ、働く世代を支える教育、保育、福祉、交通、産業といった区が継続して進める施策に加え、学校給食費や中小企業融資制度の拡充等を今回の補正予算事業に追加し、社会経済活動を支える施策を重層的に実施し、子育て世帯はもちろん、働く世代に至るまで、幅広い区民の皆様が社会経済活動を安心して継続できるよう、編成したものでございます。区が実施する施策は、単なる支出の積み重ねではなく、未来への確実な投資と、現在の生活防衛を高度に融合させた能動的な政策運営でございます。今後とも、区政の発展と区民の福祉向上に向けて取り組んでまいります。

次に、第77号議案につきまして通告がありました3点のご質問にお答えいたします。

最初に、1点目についてでございますが、調べられる限りにおきまして、本条例を適用した契約変更の詳細は確認できませんでしたが、本条例を制定した当時には、この特別措置により契約変更を行ったと聞いているとの過去の答弁記録を確認してございます。

2点目につきましては、本条例は、昭和48年の第一次オイルショック時に過去にない狂乱物価の高騰に見舞われた際に、区議会で議決していただき制定した条例でございます。その後、昭和54年には第二次オイルショックが発生しまして、資材の高騰が生じました。記録にはございませんが、その際には、施設を利用する区民の皆様のため、区と事業者が協力して資材の高騰に対応し、工事を進めたものと存じます。平成20年度には、資材の高騰に対応するため、いわゆる単品スライド条項の運用取扱いと同様の運用として、本条例を適用して取り扱うこととしましたが、適用した事例はございません。平成25年度からは上昇する労務単価に対応するため、国が定めた公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針の運用を開始してございます。平成26年度以降は、インフレスライド条項の取扱いを明確化し、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用し、必要に応じて適切な契約変更手続きを行ってまいりました。さらに、令和5年度には、主要な工事材料の高騰に対応する単品スライド条項の運用取扱いの内規を整備いたしまして公開するなど、資材や労務費の高騰に十分に対応できる制度を整えてまいりました。これらの取組により、これまで事業者と協力しながら区は、工事を進めてまいりました。

3点目につきましては、本条例が担ってきた補完的機能は、先ほどお答えいたしましたとおり、現在ではより広範な制度の中に組み込まれております。したがって、本条例に頼らずとも、資材や労務費の高騰などに対応できるだけの施策が整えられており、本条例の役割を終えたものと判断し、このたび、廃止する提案をさせていただいたものでございます。その意義についてでございますが、行政施策は、常に必要性という物差しで測られるべきでございまして、役割を終えたと判断した制度を残すことは、行政の透明性を損なうのみならず、将来にわたる過度なルールの重複を招きかねません。本条例の廃止は、単なる制度の削除ではなく、現在の経済環境に即した運用体制へと移行したものと捉えており、今、この時期に廃止を提案することは、現行の施策体系が十分に機能していることを踏まえたものでございます。以上でございます。

○鈴木隆之議長 奈須議員、再質疑ですか。それでは演壇にて再質疑を許可します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番（奈須利江議員） お答えいただきました中に、私は、補正予算については長期的にも安定した区民生活と区財政を維持できると区が確認した上で提出しているかというのを伺ったんですが、これについての明確なご答弁はいただいております。

また、給与所得者の中間層が経済的に豊かになりますか、相対的に低所得化しませんかについても、どうなるのかということについてのお答えはいただいておりますので、その2点についてお答えいただきますよう、お願いいたします。

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 ただいま再質疑がございました2点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず最初に、長期的に安定した区民生活と財政を維持できると確認して提出された補正予算かについては、先ほど川野副区長が申し上げたとおりでございますが、改めて説明をさせていただきますと、厳しい環境を理由に事業を停滞させることなく進めることは区の責務であり、限られた予算の中でいかにして区民生活への影響を最

小限にとどめるかを全庁を挙げて知恵を絞り、迅速な対応に努めているところでございます。

2点目の給与所得の中間層は経済的に豊かになるのかにつきましても、先ほど川野副区長が申し上げたとおりでございますが、こちらにつきましても社会経済活動を支える施策を重層的に実施し、子育て世帯はもちろん、働く世代に至るまで幅広い区民の皆様が社会経済活動を安心して継続できるよう編成したものでございます。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管総務財政委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第2を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第2

議員提出第2号議案 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について ほか1件

○鈴木隆之議長 提出者の説明を求めます。

〔10番えびさわ圭介議員登壇〕（拍手）

○10番（えびさわ圭介議員） ただいま上程されました各議案につきまして、提出者を代表して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議員提出第2号議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき区長が専決処分をすることができる事項を議会の議決で定めるものであります。

現状は、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例により、議会の議決を経た契約については、当初の契約金額の100分の5以内の増減及び当該契約の期間または期限の延長について区長が専決処分することができると定めたもので、この条例は昭和44年に議決されたものであり、その議決から50年以上が経過をしており、公共工事を取り巻く環境については、現在、まさに、物価高騰のほか、2024年問題における労働者不足の問題や労務費の引上げによる工事費の増加、直近では中東情勢の不安定化など、状況は大きく変化しております。それら複合的な要因により、インフレスライド等による契約金額の100分の5を超える増額に伴い契約変更の議決を要する工事等につきましても、令和5年度以降、増加傾向にあります。そして、契約所管課では、その都度、議会の議決を経た後に契約変更の手続きを行っております。

学校改築を例に取りますと、本契約が締結するまで工事を止める必要があり、工期を延長することになります。長期休暇期間中にしか引っ越し作業ができない学校では、当初予定していた上級生による在学中での校舎の使用がかなわなくなるなど、児童・生徒、保護者などに多大な影響が、今後も生じる可能性があります。

そこで、区議会の議決を経た契約に変更が生じる場合でも施設を利用する区民の皆様への影響を最小限に抑えるためにも、私たち議会の側から専決処分できる契約金額変更の割合を、期間を定めて100分の10以内の増減に引き上げることにより、適切な時期に契約変更を行うことができるようにする必要があると考え、本案を提出するものです。

なお、期間につきましては、令和12年3月31日までといたします。これは、2024年問題や中東情勢の不安定化など、複合的な要因により建築費が上昇し続ける中、まずは現在進んでいる工事にしっかりと対応をできるよう考慮したものでありますが、今後も継続的に情勢を注視していく必要があると考えています。

次に、議員提出第3号議案は、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例についてです。

改正の理由ですが、先ほどの議員提出第2号議案、区長の専決処分についての提案に伴いまして、これと趣旨が重なる本条例中の条文を削除する改正を行うことを提案するものです。

改正の内容ですが、本条例中、議会の議決を経た契約の一部の変更による、契約金額の増減、契約の期間または期限の延長について、区長が専決処分できるとした第4条の規定を削除するもので、施行は、条例

の公布の日からとしております。

以上でございます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

[46番奈須利江議員登壇]

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。議員提出第2号、第3号議案につきまして質疑いたします。

議員提出議案第3号で、議決に付すべき議案から専決処分の項を除き、2号で、平成27年議決の専決処分できる事項を定めた専決処分についてを廃止し、新たな専決処分についての事項を定めています。

専決処分は、あらかじめ議会が条例で一定割合、現在、大田区では5%を定め、5%以内の増減は議決を必要とする契約変更ではなく、区長の専決処分で金額の変更を可能にするものです。

大田区の場合、議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の第4条で、区長の専決処分について次のように定めています。「前2条により契約を締結した場合において契約の一部の変更により、当初定められた契約金額の100分の5以内の増額又は減額の必要があると認めたとき、並びに期間又は期限の延長の必要があると認めたときは、区長はこれを専決処分することができる。」と定めていますが、この第4条を削除し、新たに専決処分できる事項の中に契約の変更を入れることで、議決に付すべき契約の例外としての専決処分の位置づけが失われ、専決処分すべきものとして位置づけられています。その結果、この条例が成立すると、これまでは100分の5を超える金額の変更は議決が必要でしたが、100分の5を超え100分の10以内の金額の変更は議決が不要になります。議決が不要になるということは、たとえ議会の過半数を超える議員が否決すべきと考えても、区長だけで金額の増減を可能にし、議会が否決できなくする変更でもあります。

そこで伺います。なぜ、今出すのですか。これまで議会が契約すべきものとしてチェックしてきた意味はなかったのですか。結果、議会の議決の権限としての範囲が縮小し、区長の裁量権が広がります。これは議会の権限を自ら狭め、強大な権力を持つ行政にさらに大きな裁量権を付与することになるとともに、民主主義の根幹にある地方自治における二元代表制の根幹を揺るがすことになりませんか。

令和12年3月31日までは100分の5を100分の10以内としています。令和12年3月31日までにした根拠を教えてください。

専決処分の金額を広げ、議会のチェックから外し、100分の10以内と区長の裁量を2倍にした根拠と目的、区と区民と事業者それぞれのメリットは何ですか。

期間、期限の変更を新たに今後、専決処分の対象として加えますが、期間、期限が契約において持つ意義は何で、今変える目的、効果は何ですか。

令和12年度末まで、100分の5だった専決処分の範囲を100分の10以内に広げることにより、100分の5を超え、100分の10以内の契約の増減に区議会のチェックがなくなることになります。今は急激なインフレと資材の高騰の局面にありますが、そうした時期に議決なしで区長部局だけに金額の増減を許すことが急騰する投資的経費をさらに集中させ、さらなる資材高騰からインフレを招き、特に価格に転嫁することが難しい小規模事業者や区民生活悪化を招くことはありませんか。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 提出者の答弁を求めます。

[10番えびさわ圭介議員登壇] (拍手)

○10番(えびさわ圭介議員) 奈須議員から通告いただきました7点の質問につきましてお答えをいたします。

なぜ、今提出するのかにつきましては、区長から迅速な契約変更手続きの必要性について申出を受けており、不安定な中東情勢など、先の見えづらい社会情勢下にあっても区が発注した工事を円滑に進め、施設を利用する区民の皆様への影響を最小限に抑えるためには、時期を区切った上で区長が専決処分できる割合を引き上げる必要があると判断し、提案をしたものであります。

これまでの議会でのチェックに意義はなかったのかにつきましては、今後も契約変更の議決をすることは、こ

れまで同様変わることはありません。また、これまで同様に区長が専決処分した契約については速やかに議会に報告されることとなりますので、議会のチェックする意義に変わりはありません。

そのため、地方自治における二元代表制の根幹を揺るがすことにもなりません。

時限を定めた理由につきましては、先ほどご説明もいたしましたとおり、公共工事を取り巻く環境は、いわゆる2024年問題や中東情勢の不安定化など、複合的な要因により建築費が上昇し続ける中、まずは現在進行している工事にしっかりと対応できるよう考慮したものでありますが、今後も継続的に情勢を注視していく必要があると考えています。

専決処分の範囲の変更につきましては、他自治体の状況や近年、契約変更の議決した案件を考慮し、工事を円滑に進め、施設を利用する区民の皆様への影響を最小限に抑えることを目的として100分の10以内を提案しております。

社会情勢の変化に柔軟に対応できる仕組みを整えることにより、事業者は工事を円滑に進めることができるとともに、区民の皆様は施設を少しでも早く利用することができるようになります。

以上のことから、区にとっては区民サービスの維持・向上というメリットがあると考えます。

契約において期間、期限を設けることは、確実な履行を担保するという意義があります。期間、期限の変更につきましては、条例においては、期間、期限の延長についてのみ規定されておりましたが、契約期間、または期限の延長及び短縮の両方に対応できるよう、内容を整理したものです。

専決処分の範囲を広げる影響につきましては、契約変更は、設計図書に示されていない予期せぬ施工条件が生じた場合などの場合や、適正な労務費や資材調達費に合わせるために、契約約款に基づき受注者と協議を行うものであり、今回の専決処分の範囲を変更することをもって資材高騰やインフレーションを招くことはなく、ご懸念のようなことはあり得ません。以上でございます。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管総務財政委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 この際、会議時間を延長しておきます。

委員会審査のため、しばらく休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後7時30分開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程の追加についてお諮りいたします。ただいま総務財政委員長から、第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第3次)ほか3件について、委員会審査報告書が提出されました。これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 追加日程第1を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

追加日程第1

第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第3次) ほか3件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 総務財政委員長の報告を求めます。

〔10番えびさわ圭介議員登壇〕(拍手)

○10番(えびさわ圭介議員) ただいま上程されました第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第3

次) ほか 3 件につきまして、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第76号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算(第 3 次)につきまして、主な質疑を申し上げます。

まず、融資制度の創設のほかに、事業者支援としてどのようなことが考えられるかとの質疑に対し、今回の融資制度の創設のほか、国や東京都の施策や産業振興協会における拡充事業も柔軟に組み合わせることで、区内事業者の声を聴きながら支援していくとの答弁がありました。

続いて、こども食堂について、国、都の補助を活用した事業の拡充とのことだが、変更点と目的を伺いたいとの質疑に対し、これまで、こども食堂の団体に対する活動費助成は会食の実施を助成対象の前提としていたが、今回、会食を前提とせず、配食、宅食だけでも助成の対象となるように変更した。また、担い手確保のため、ボランティア人件費に当たる報償費についても補助できる仕組みにしたとの答弁がありました。

次に、止水板について、本補正予算の事業概要や内訳について伺いたいとの質疑に対し、現時点の執行状況としては、当初予算額1825万円のおおよそ 8 割近くに及んでいる。特に、止水性の高い設置工事については、当初予算の想定を大きく上回っている。そのため本補正予算では、今後想定される必要経費を計上したところだが、さらに予想を上回る申請があった場合は柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

また、本補正予算において、LED防犯灯の設置基準改正について伺いたいとの質疑に対し、これまでは助成に当たり、防犯灯の設置間隔20メートル以上という要件であったが、今回、要綱上、原則20メートル以上と変更する予定であるほか、防犯上の観点から必要性が認められる場所も対応できるよう検討していく。あわせて、これまで申請いただいたが、当該要件によりつけることができなかった自治会・町会に対しては、可能な限りプッシュ型で周知をしつつ申請をいただくよう働きかけを行うとの答弁がありました。

なお、第76号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算(第 3 次)の審査中、清水菊美委員から、予算の編成替えを求める動議が提出されました。

その内容は、歳入として基金繰入金 5 億8301万2000円を増額し、歳出として寿祝金事業、工場等家賃助成及び小中学校校外授業・移動教室・修学旅行費用助成を行うための費用を増額するとの内容でした。

この予算の編成替えを求める動議に対する主な質疑について申し上げます。

小中学校校外授業・移動教室費用助成について、既に事業を実施した学校への対応を伺いたいとの質疑に対し、保護者の生活支援という観点から、遡及して対応する形を考えているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本動議につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、校外授業・移動教室費用の助成など、将来的に反対するものではないが、費用負担や財源など継続した研究や議論が必要であると考え、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、区長は、第 2 回定例会で、不透明な情勢であるからこそ、区民生活や地域経済を守り抜くために状況の変化をつぶさに捉えた切れ目のない対応が求められると述べられた。高齢者や子育て世帯、中小事業者への緊急支援がさらに求められることから賛成するとの意見がありました。

次に、第76号議案につきまして、全員賛成の態度が表明されました。

その際、本補正予算は、社会経済状況を踏まえた物価高騰対策に資する予算、区民生活の安全・安心を守る対策の充実に資する予算、第 2 次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算であると認識している。主には、障害や介護等の福祉事業者及び保育サービス、小中学校等、幅広く物価高騰対策に関わる食材費の値上がり分の支援を目的とした経費であり、必要と考える。また、ひとり親世帯に対する支援については児童扶養手当受給世帯の3800人を対象とし、1人当たり 1 万5000円、プッシュ型で支援とのことである。物価高騰の中、最も影響を受けやすいと言われている世帯に対する支援として賛成する。

以上の後、採決を行いましたところ、第76号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算(第 3 次)の編成替えを求める動議は、賛成者少数で否決されました。

次に、第76号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第77号議案 大田区公共工事に係る特別措置に関する条例を廃止する条例につきまして、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、当該条例は昭和48年のオイルショック時、建設主要資材の著しい高騰等異常な事態が発生したことから、公共工事の実施に支障があると認めるときは、これに対応するため特別の措置を講ずることができる条例である。その後区では、インフレスライド条項の適用、労務単価特例措置や単品スライド条項の運用取扱いなど、資材や労務費の高騰に対応できるだけの制度が整備され、本条例の本来の役目を終えたことから、条例を廃止するものであり、賛成する。なお、直近の中東情勢の不安定化など、複合的な要因により建設費が上昇し続けているが、施設を利用する区民の皆様への影響を及ぼすことがないよう、引き続き、公共工事を円滑に進めることを求めるとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第77号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、議員提出第2号議案 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について及び議員提出第3号議案 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

本議案提出の主な理由は、この間、公共工事において物価高騰等によるインフレスライド条項の適用が増えてきたことによるものなのかとの質疑に対し、インフレスライド条項のみではないが、契約変更議決について、令和4年度以前はほとんどなく、令和5年度で2件、令和6年度、令和7年度でそれぞれ5件、令和8年度では第2回定例会までに6件の工事を契約変更議案として議決しているなど近年増加していることも踏まえ提案をしたとの答弁がありました。

また、本議決後、議会には契約変更の案件について、報告されるという前提で考えているのかという質疑に対し、区長が専決処分を行った後、速やかに議会に報告をしなければならないと地方自治法上規定されているため、当然、報告があるという理解であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、議員提出第2号議案及び第3号議案につきまして、全員賛成の態度が表明されました。

その際、近年、資機材の高騰や人手不足等に起因する入札不調が続き、工事期間が計画を大きく超えることになり、それに伴う工事コストの増加、学校改築においては、在籍中全ての時間を仮設校舎で過ごすなければならないといった状況が起きている。議決のためにその都度議会を開催することも日程調整など時間を要することとなり、契約価格の高騰も続いていることから賛成する。なお、期間については、議決後の効果や社会状況の変化等を検証することを要望するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、議員提出第2号議案及び第3号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

以上、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 本案については、清水菊美議員ほか4名から、第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次）の編成替えを求める動議が提出されております。よって、これを併せて議題といたします。

本動議について、提出者の説明を求めます。

〔27番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27番（清水菊美議員） 第76号議案、2026年、令和8年度一般会計補正予算（第3次）の編成替えを求める動議につきまして、提出者を代表して提案理由の説明をいたします。

歳入18款繰入金で、今回編成替えを行う財源とするため、1項基金繰入金を2億円増額し、歳出では、5款産業経済費で工場等家賃助成を実施するために1項産業経済費を2億円増額するものです。工場等に月5万円、500社に8月より助成するものです。石油・ナフサ製品の不足と異常な円安による物価高騰により困窮している区内中小事業者へあらゆる支援が今必要です。よろしくご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。（拍手）

○鈴木隆之議長 本動議については質疑の通告がありません。よって、本動議及び第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次）ほか3件について討論に入ります。

本動議及び本案については、奈須利江議員、清水菊美議員、三沢清太郎議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第76、77号議案及び議員提出第2、第3号議案につきまして、反対の立場から討論いたします。

日本の経済の中心東京はGDPも税収も一番多いのに、そこに暮らす2人以上の勤労者世帯は豊かとは言えません。1人世帯も含めれば、豊かさの実感はさらに下がるでしょう。本補正予算を見ても、物価高騰対策、低所得者対策などがあるものの、3億円にとどまり、納税義務者の中で大多数を占める勤労者世帯の中間所得層から上の層が経済的に豊かと感じられるようになる予算はほぼありません。豊かと言えない勤労世帯が多いのに、集めた税収は本補正予算に限らず、多くの勤労者世帯に還元されていないのは問題で、反対です。

そもそも、経済の中心東京で豊かと言えない理由の一つは高い物価水準です。物価を引き上げる要因の一つが高い土地と建物の固定資産税で、建物の固定資産税の評価額を引き上げる背景に公共事業の高い工事単価があります。公共事業の工事単価を基にマンションなどの固定資産税の評価額を計算しているので、工事単価が上がるほど固定資産税評価額が上がり、税収が増え、物価が上がるのです。それでは、どう工事単価が上がるかといえ、原油高や円安ばかりが言われますが、ものの価格に大きく影響する公共工事の需要と資材の供給のバランスは言われません。

鈴木区長が就任した令和5年度から大田区の公共施設整備計画が僅か1年で1.55倍に変更になり、令和9年度までの大きな需要の山をつくりました。工事契約などが長期化、高額化し、近年、債務負担行為が多用され、令和6年度末で771億円になるにもかかわらず、今回の補正予算にも債務負担行為の変更が計上されていて、次年度以降、複数年の投資的経費を22億円も上振れさせています。結果、1.55倍に増えた令和9年度までの山が令和10年、11年度とさらに続く改定が行われています。こうした需要の増が国際情勢での資材不足に拍車をかけ、政治がさらなる資材高騰を招いていることは誰も指摘しません。

そもそも、地方分権で財源と権限が大田区に来たら、大田区はその財源を余らせてためて、裁量権を使い、かつてではできなかった蒲蒲線や羽田空港跡地開発や学校複合化にキャッシュで税金を使うようになって、公共工事が増えて需要が増え、工事単価が上がり、固定資産税評価額が上がり、物価が上がって東京の中間層が豊かになれないという構図です。物価高騰の要因は少しでも排除すべきで、それをさらに助長させる補正予算で反対です。

日本の経済の中心東京23区に集まる豊かな税収は、そこで暮らす都民のためではなく、ほんの一握りの投資家のために使われているから物価が上がり、区民が経済的に豊かと言えない調査結果が出るのです。その上、議員提出議案で専決処分の金額を5%から令和12年3月末まで倍の10%に引き上げると言いますが、5%から10%までの金額の増減を区長の専決処分に委ねれば議会が否決できる抑止力が失われ、二元代表制が形骸化します。しかも、区長からお願いされたから出したというのですから、二元代表制どころか議会の一部が一元代表制になり始めてはいないでしょうか。工事が滞るのが問題なら、通年議会にして速やかに議決できるようにすべきですし、大規模で長期にわたる公共施設整備などを行っているから資材の高騰の影響をより受けるのですから、これまでどおり単体で建て替えればいいのです。長期で大規模になる学校複合化や多機能化を選んできたのも行政と議会です。

過去10年の福祉費は1.3倍増えましたが、投資的経費は2倍になっている財政投入額の異常性と、地方分権の裁量権で選び、財源を使ったからそうなったことを区も議会も自覚すべきです。区民は、なくても暮らせる蒲蒲線や羽田空港跡地開発や、たまに使う便利で新しい建物や学校複合化に多額な税金を使い、物価を高騰させるより、過剰な開発をやめ、住民税を減税して手元に自由に使えるお金が残るほうを選ぶはずです。

かつては、事業者が努力しても公共工事の実施に支障があると認めるときに区長が対応するという仕組みの中で運用されてきた資材の高騰への対応ですが、近年の国の法整備で契約金額が物価に連動し、資材高騰等に対応

可能になっています。事業者は物価高騰のリスクを負うことなく受注できますが、その財源を負担する多くの区民の給与所得は、物価が上がっても単品スライドのように確実に連動して上がるわけではありません。そうやって増やすインフラへの財政投入がそのまま区民の税負担に直結する上、本議案で投資的経費の期間も金額も専決処分で高額に連動して激増させる状況をつくれば、物価高騰に拍車がかかり、経済の中心に暮らしながら区民は購買力から見て貧しくなるばかりだということです。最悪の場合には、財政破綻です。

○鈴木隆之議長 奈須議員、討論の途中ですが、所定の時間になりましたので討論を中止してください。（拍手）

次に、27番清水菊美議員。

〔27番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27番（清水菊美議員） 日本共産党大田区議団を代表いたしまして、上程されました第76号議案、議員提出議案第2号、第3号議案の賛成の討論と、日本共産党区議団が提出した第76号議案の編成替えを求める動議に賛成の討論を行います。

第76号議案、2026年、令和8年度大田区一般会計補正予算（第3次）は、物価高騰対策、区民の生活の安心・安全を守る対策、状況の変化に速やかに対応するための補正予算で、予算規模は3億1953万7000円です。歳入のうち、区独自の財源は繰入金で1億2857万7000円でした。歳出では、障害、介護、保育施設、幼稚園への物価高騰対策として、こども食堂支援、ひとり親家庭に対する臨時給付金、街路樹倒木対策、防犯対策、小中学校給食費補助、産業経済費においては、中東情勢の影響を受ける中小企業への融資を支援する利子補給制度の創設など、評価できます。

日本共産党大田区議団は5月19日に続き、7月8日、大田区長へ中東情勢や異常円安による物価高騰・資材不足から区民の暮らしと営業を守る緊急要望を提出いたしました。アメリカとイスラエルによる国際法違反のイラン攻撃とホルムズ海峡の事実上の封鎖による影響が続く、停戦合意は不安定で見通しが立っておらず激しい爆撃が続いています。石油・ナフサ製品の不足と価格高騰が国民生活と経済になお困難をもたらしています。高齢者、子育て世帯はじめ、多くの区民が食料品など物価高騰により暮らしが厳しくなっています。建設、医療、介護をはじめとした区内中小事業者は、資材不足、価格高騰により倒産、廃業の危機がさらに悪化しています。建設業者からは、仕事はあるのに材料がない、材料費が2倍、3倍に値上がりしていて手が出ない、適正な見積りが出せないなどの声が出されています。

鈴木区長は第2回定例議会で、このような不透明な情勢の中だからこそ、区民生活や地域経済を守り抜くため、状況の変化をつぶさに捉えた切れ目のない対応が求められますと述べられましたが、第3次補正予算では、区民生活や地域経済を守り抜くためには不十分と思われ、さらなる支援が必要と考え、日本共産党区議団は総務財政委員会に編成替えの動議を提出いたしました。寿祝金贈呈事業、工場等家賃助成、小中学校校外授業・移動教室・修学旅行費用助成を実施するための5億8301万2000円です。委員会において、動議に反対の意見の中に、寿祝金は人生の節目のお祝いとなるが、現役世代の負担が増えるのではないかと、反対という意見がありました。が、世代間の分断をあおるような意見が述べられたことは問題ではないでしょうか。動議は否決となりました。

次に、ただいま本会議に日本共産党区議団が提出した編成替えの動議についてですが、異常な物価高騰、材料費の高騰、家賃の値上げなどで困窮している体力の弱い中小零細事業者への工場等の家賃支援に2億円を計上するものです。76号議案に産業経済費で中東情勢の影響を受ける中小企業等への融資を支援する利子補給制度の創設に704万4000円が計上されました。融資も大切ですが、固定費への直接支援が営業を支えるために必要です。動議に賛成いたします。

次に、議員提出第2号議案 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分について、議員提出第3号議案 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例につきましては、専決処分が可能な契約金額の変更を2030年、令和12年3月31日までの間、100分の5から100分の10とするものです。第3号議案で大田区の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の第4条第2項も削除するとしていますが、今後も議会に報告されることが確認されております。そもそも専

決処分が可能な対象を広げることは、議会として本来あるべきものではありません。しかし、主にインフレスライド条項の適用を理由とする契約変更の議案が2019年度から2022年度の19期は1件もありませんでしたが、2023年度からの今期は18件となっており、インフレスライド条項の適用が必要となるような物価高騰、労務単価上昇などが増加し、区内の公共工事が困難となるおそれが出ており、公共工事が円滑に進むよう議会としても対応する必要があります、賛成いたします。

以上で討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、43番三沢清太郎議員。

〔43番三沢清太郎議員登壇〕 (拍手)

○43番(三沢清太郎議員) 日本維新の会大田区議団を代表し、議員提出第2号議案及び第3号議案に対し、賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正は、地方自治法の改正を踏まえ、契約変更に係る専決処分の範囲を見直すものであります。近年は、資材価格や人件費の高騰、工事内容の変更などにより契約変更が生じる場面が増えております。そのような中、一定の範囲について迅速な意思決定を可能とすることは、公共事業の円滑な執行や区政サービスの維持という観点から一定の合理性があるものと考えます。日本維新の会は、行政のスピード感と効率性を重視しており、必要な制度の見直しについては前向きに評価をするものであります。

一方で、専決処分は、本来、議会の議決を経るべき案件について、例外的に執行機関が処理する制度であります。今回の改正により専決処分できる範囲が拡大されることは、区長の裁量が広がる一方で、議会が審査する機会が減ることにもつながります。だからこそ、区民への説明責任と議会への情報共有はこれまで以上に重要となります。専決処分を行った案件については、法令に基づく報告にとどまることなく、可能な限り速やかに議会へ情報提供を行い、変更の内容や理由について丁寧な説明を尽くすことを強く求めます。

また、今回の見直しは、行政運営の効率化という本来の趣旨に沿って運用されるべきものであり、将来、大規模事業等を理由として専決処分の範囲が安易になし崩し的に拡大されることのないよう強く望みます。行政の機動性と議会によるチェック機能は二元代表制の下でともに重要な役割を担っています。今後も、行政の迅速性と議会による監視機能が両立し、透明性の高い運用がなされることを期待し、本議案に賛成をいたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第3次)の編成替えを求める動議を起立により採決いたします。

本動議に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立少数であります。よって本動議は否決されました。

次に、議員提出第2号議案 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づく区長の専決処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第76号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第3次)、第77号議案 大田区公共工事に係る特別措置に関する条例を廃止する条例及び議員提出第3号議案 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部を改正する条例の3件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を議了いたしました。

閉会に先立ち、区長から挨拶があります。

〔鈴木晶雅区長登壇〕

○鈴木区長 令和8年第2回大田区議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、ひとり親家庭等臨時給付金事業や、止水板設置助成などを内容とした令和8年度一般会計補正予算（第3次）のほか、条例議案を提出させていただきましたところ、いずれもご決定、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

ご審議を経て、ご決定いただいた物価高対策や防災対策につきましては、早急に万全の体制を整え、物価高騰の影響を受ける区民や事業者の皆様に、一日でも早く支援を届けるとともに、区民の皆様の安全・安心を守るための対策に、全庁を挙げて取り組んでまいります。

さて、区内の民泊の現状と今後の対応についてご報告申し上げます。区では、外国人の観光客増加に伴い、平成28年1月から国の国家戦略特別区域法に基づき、旅館業法の特例として、特区民泊を開始いたしました。その後、住宅宿泊事業法の施行や旅館業法規制緩和による民泊も可能となり、令和7年度末時点で758か所に達しております。民泊は、外国人観光客の増加への対応という役割を一定担ってきております。一方、民泊の増加に伴い、近隣の皆様から宿泊者の騒音やごみ捨てなどに関する苦情が寄せられるとともに、民泊開設に伴う事前説明会では、開設に対する不安の声が上がっています。

このような状況を受け、区は、本年4月から民泊に関するガイドラインを改正し、区民の皆様の不安解消に努めてきております。また、特別区長会の有志の一員として、21区の区長が連名で、住宅宿泊事業の適正化に関する要望書を国の関係省庁に対し、5月と6月に提出いたしました。

こうした中、制度を所管する国では、本年6月の通知において、旅館業法について、規制強化を可能とする通知を発出しました。また、住宅宿泊事業法についても本年7月に規制強化に関する通知を発出しました。区としては民泊に関し、本年4月にガイドライン改正を実施しましたが、さらに区民の皆様の不安解消のために努めていく必要があると考えております。引き続き、国の動向も注視しながら、区としての必要な対応を検討してまいります。

最後に、今年の関東地方の梅雨明けはおおむね平年どおりとなりましたが、この夏の平均気温は全国的に高くなるとの予報が出ており、今後さらに厳しい暑さが続く見込みでございます。議員の皆様におかれましても、地域活動の際には熱中症に十分にご注意いただき、さらなる大田区政発展のためにご活躍されますようご祈念を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の会議を閉じ、令和8年第2回大田区議会臨時会を閉会いたします。

午後8時5分閉議・閉会